

(第3期) 第7回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

平成31年2月14日(日) 午後1時30分から4時まで

2 会場

松本市役所大手事務所2階 市民活動サポートセンター

3 出席者

(1) 委員

荒牧重人会長、森本遼副会長、西森尚己委員、豊嶋さおり委員、大月悦子委員、柳澤厚志委員、角田恵子委員、須澤加奈子委員、吉澤由紀子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、神津ゆかり委員、山口茂委員

(15名中13名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立)

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、児童担当係長、育成担当

4 こども部長あいさつ

連日、児童虐待の事件がニュースで取り上げられており、委員の皆さんも胸を痛めていると思います。平成28年に児童福祉法が改正され、初めて子どもの権利が法の理念に明記されました。この第1条で謳われている、全ての児童が適切に養育されること、愛され、保護されることは、ごく当たり前のことだと思います。そうした当たり前のことが守れない社会、子どもの命を蔑ろにする大人がいることに憤懣遣る方ない思いでおります。しかし、自分の職務を振り返ったとき、こうしたことを解決していくことが私達の仕事ですので、改めて課された使命を重く感じています。そうした意味で、この委員会は、なかなか理解が進まない子どもの権利を一步でも前に進めていくことで、遠回りかもしれませんが、子どもを守るための取組みだと思っておりますので、引き続き、皆様のお力をお借りしたいと思います。

この度、31年度当初予算が公表されました。子どもにやさしいまちづくりに関しては、子どもの貧困問題に係りご協議いただいた、子どもの居場所づくり推進事業について、定期的な開催に限らず、夏休みや冬休み等、長期休みに特化して子どもを支援したいグループについても、交付金の対象となりました。また、週に1回、子ども食堂を開催してくれているグループもあるのですが、そうした場合に、回数に応じて交付上限額を広げることができ、大幅に予算を付けることができました。こころの鈴の相談員への報酬についても、僅かではありますが、相談時間増加分、予算をアップすることができました。対して、子どもの権利絵本については、政策部門、財政部門と協議してきましたが、来年度予算化できませんでしたので、再度検討していきたいと思っています。その他、来年度予算について、詳しくは改めてご報告したいと思います。

5 会長あいさつ

虐待事件については、委員の皆さんも、なんとかできなかったのかという思いをお持ちだと思

います。ですが、個別のケースには個別の事情があるので、単純に児童相談所や教育委員会の対応を責めれば済む問題ではありません。何が問題だったのかを検証していくと同時に、松本において同様の事件を起こさないために、何ができるのかを改めて検討していく必要があります。委員会でも、虐待やいじめ、貧困といった、子どもを取り巻く今日的な問題について推進計画がどう対応していくのかを検討してきました。改めて、第2期計画においては、第1期の基本枠を踏襲しながら、今日的な課題にどこまで対応していくのかという問題意識を委員が持ちながら検討していきたいと思います。今回も、これまで十分に検討できなかった事項並びに推進計画に関する子どもたちからの意見を第2期計画に盛り込むことについて議論を進めていきます。

さて、1月16日～17日に、国連子どもの権利委員会で、日本における条約の実施状況が審査されました。2月1日には、日本に対する勧告が採択され、7日に公表されました。国際水準でどのようなことが勧告されているのかは大きな課題になりますが、国連子どもの権利委員会が言っているからと全てを実行することはできません。私達は私達なりの条約の理解と効果的な実施に向け、松本にふさわしい取り組みをしていくことが求められると思います。国連子どもの権利委員会の勧告については、翻訳と解説をつけて、委員の皆さんにも速やかにお伝えしたいと思っています。

また、この勧告については、国会でも取り上げられており、首相も答弁を行っています。体罰問題について、学校における体罰は法律で禁止されていますが、国連子どもの権利委員会は、家庭も含めて全ての体罰を法律で禁止するように勧告すると同時に、体罰に代わり得る躰の手立てを開発し、広報普及することも求め続けています。これに対し、首相は、法務省に検討させると答弁しています。子どもに対する体罰は、子どもの脳や成長、発達に悪影響を及ぼすことが科学的にも立証されていることから、全ての体罰を禁止することが求められます。東京都では、子どもの虐待防止条例を今度の議会に提出しています。この条例では、家庭における体罰を禁止すると同時に体罰に代わり得る躰の手段を開発、広報、普及することになっています。松本市は、随分前から体罰を含めた子どもへの暴力禁止を条例で推進しており、計画にも取り込んでいますが、松本であらゆる事件が起こってもおかしくはありません。そうしたリスクを少しでも減らすためにどうしたら良いかということが、第2期推進計画に求められる流れですので、虐待事件に対し、「児童相談所の対応が悪い」と単純に考えるのではなく、皆さんの知見と経験を活かして推進計画を検討していただければと思います。

6 協議事項

(1) 市内在住の外国由来の子どもたちの現況と課題について

《報提供者：NPO法人中信多文化共生ネットワーク 日本語教育アドバイザー、
松本市子ども日本語教育センター コーディネーター 資料に基づき、情報提供》

(要旨)

- 外国由来の児童・生徒のうち、日本語指導が必要として学校から松本市子ども日本語教育センターへ支援を依頼された児童生徒の数は、今年度は49人（平成30年12月現在）。
- 子どもたちが来日する理由は、親の就労や結婚等である。親が先に来日し、後から子どもを来日させ、ビザを取得させるケースが多いが、17歳を過ぎると子どものビザが取得できないため、16歳までに子どもを来日させる必要がある。ここで、子どもたちが日本の学校に通うにあたり、次のような困難に直面している。

- ・ カルチャーギャップ

地域・家庭・学校での問題。例えば、ごみの分別方法が複雑であること、親が先に来日しているために親子関係の再構築が必要であること、給食と宗教戒律の問題など。

- ・ 日本語ゼロでの来日

来日年齢や母国での学習歴により日本語の習得率や教科学習への対応は大きく変わってくる。例えば、低学年の日本語習得率は高いほか、母国である程度学習ができていれば学習した内容を日本語に置き換えて対応していくことができる。

- ・ 日本で生まれ育ったが母語も日本語も不十分（ダブルリミテッド）

母語も日本語も、抽象度の高い会話が出来ないこと。日本語を育てるには、母語で構わないので、頭の中で物事を考えられる言語が確立されていることが必要。そのためには、母語による会話が家庭でどれだけなされたかが重要。

- ・ 発達障害との関連

先天的に発達障害であるのか、言語が分からないために学校生活に馴染めず、発達障害のように見受けられるのかが分かりづらい。

- ・ 高校入試の壁

生活言語と学習言語の違いにより、日常会話はできても、勉強にはついていけなくなってしまう。学校教育制度の違いにより、高校入試の制度（内申点等）を知らず、高校入学を諦めてしまう。

- これに対し、松本市との協働などにより、教科学習に限らず、家庭を含めたサポートを行うなど、外国由来の子どもたちのサポート体制を敷いているが、高校進学を見据えた学習支援が不十分であること、思春期におけるアイデンティティ確立の難しさなど、子どもたちは将来の展望を描けずにいるのが現状。
- 今後は、新規事業の開拓よりも、現在行っている事業の更なる充実や外国由来の子どもたちの背景や現状を広く市民に知ってもらうことが必要。

【会長】

それでは、質疑に入ります。

【委員】

9年ほど前から日本語講座で大人を含めた日本語のサポートをしています。以前、中学校3年生の子がいたので、高校進学のことを聞いたら、「もう1年間、中学3年生として学校に通い、テストは数学だけ受けるように言われた」と話をしていました。教育委員会には、当時に話をしてあります。学校は、外国籍の子どもたちも受け入れてくれているとのことでしたが、現状はそういったことがあるのかもれしれないと思っています。目につかないことですが、重要なことだと思っています。

【会長】

基本的には、憲法26条に規定する学習権は国籍に関係なく認めると、文部科学省を含めて、以前から言われています。いわゆるオーバーステイの子どもであっても、学齢期であれば公立学校で受け入れて良いという方針をとっています。就学に対しても、できる限り情報提供をし

ていこうという方向であることは間違いありません。ただ、現実がそれに追いついているかといわれると様々な問題提起が出されており、今の委員のお話についても同じだと思います。何かご意見はありますか。

【委員】

市全体の状況は把握できていませんので、実体験からお話しします。市外の学校に赴任していた際、ある学校に日本語教室があったのですが、そこに来る子どもが増えてきたと感じました。また、松本市内の学校に市内の学校では、中学校に年齢が1つ上の外国籍の子が在席していることもありました。10年ほど前の話ですので、情報が正確ではないかもしれませんが、外国では4月入学ではありませんので、一度、何年生に入るか、学齢がいくつかを決めると、それがずっと続いていきます。結果的に、小学校6年生のクラスに、中学1年生相当の子がいることがありました。

また、日本語を母語としない子どもたちは、実感として、日常の会話はできても、勉強に使う専門的な言葉は分からずに苦勞しているようでした。実情に沿った話ができずに申し訳ないのですが、学校によっても状況は違ってくると思います。

【情報提供者】

現在は、転入した子どもたちは、学齢相当の学年に入ることになっています。学齢期が過ぎている子については、中学3年生に入ることもあり、そうした場合には、子ども日本語教育センターの支援とともに学校がサポートに入るようになっていますが、まだ十分とは言えない状況です。

【会長】

この問題は、取り組みはそれなりになされているものの、先程指摘があった部分が一層必要だということは間違いありません。この分野もそうですが、取り組みは、外国由来の子どものためだけではなく、全ての子どもにとって様々な意味で必要なことになってきます。この子どもたちの学力や高校進学を含めてのサポートは、日本社会において、多様性がキーワードになっているなか、個々人の人格や尊厳を前提にしながら、多様性をどこまで認めるかという1つの試金石でもあります。今日提起されたことを十分に踏まえて、進めていかなければと思います。

【委員】

7～8年ほど前の話になりますが、市内の中学校で校長をしていたとき、中国から日本語が全く分からない子が転入して来ました。その子は、日本語の支援を受けながら力をつけましたので、自分で持っていた力もすごいのですが、同じクラスに仲のいい友達ができたことは大きいと思います。最終的には、高校進学まで果たしました。別のケースで、フィリピンから来た子もいました。この子も日本語ができず、タガログ語と英語を主に使っていましたが、英語の授業でAETの先生がいるときは、ずっとAETの先生と話していて、他の子はぼかんと見ていることも多く、さすがだなと思いました。日本語がゼロで入ってきた子は習得がいいと思いました。

田川小学校にある子ども日本語教育センターも何度か訪問させていただきました。センターでは、先生の温かさと一生懸命さが子どもたちに良い影響を与えていると感じました。掲示物も参考になることが多く、見とれてしまうような感じがしました。

【委員】

私たちは、外国由来の方の現状について知る機会がなかなかないのですが、過去には、はぐルッポや多文化共生ネットワークと一緒に学都松本フォーラムでワークショップを行ったことがあります。必要なことは、多文化共生ネットワークや日本語教育センターでも既に行われており、また、様々な場所でその事業を行われ、周知活動もされていると思いますが、一般市民がより深く知るためには、単独で取り組んでいくのではなく、こんなことがあればという希望があるのではないかと思います。具体的に何かあればお聞きしたいです。

【情報提供者】

多文化共生プラザで相談や支援にあたっています。外国由来の方は日本語や日本文化を知らないで、そういった支援が必要ではありますが、支援として大切なことは、その力をどう活かすかを考えることだと思います。外国から来る方は、母国での普通の生活を一回失い、日本での生活や人間関係を学び、再構築する中で支援が必要であって、それぞれの力をどう活かすか、社会に認められていくことが次の段階です。学校では、グローバル教育やダイバーシティと言われていますが、それは単に英語を学ぶだけではありません。実際に、松本には61か国の人が住んでいますので、そういう存在を学校教育現場で活かす、様々な場で力を借りていくことだと思います。外国由来の方は、支援を受けるだけの社会のお荷物では決してなく、社会で活躍していくことでまちが良くなる、地域づくり、まちづくりとして共生を考えていかなければなりません。そういった意味で多文化共生ネットワークはありますし、皆さんの活動や生活の中에서도見ていただければと思います。

【会長】

貴重な問題提起ありがとうございます。

私どもが、子どもの権利条例、子どもの権利を考えているのは、支援を一方通行にしないということですし、当事者として生活している一構成員として位置付けることです。今、各地での実践例では、外国由来の子どもたちが、その文化等を発表して、それをいわゆる日本人の子どもたちが見聞きすることのなかで多様性を学ぶことがあります。そうした条件整備ができるかどうかで随分違うと思います。

今後の大きな課題として、発達障害の問題は、全体に増えていると言われています。何でも発達障害と言って良いのかという問題があり、疑われる場合には複数の目で見ると、連携していかなければ、本当は違うのに発達障害という診断名を下してしまう危険性や、逆に見過ごすこともあります。そういう意味では、この課題は今後の検討課題にしていかなければならないと思います。

また、いつまでもボランティアに頼っていて良いのかという問題も当然あります。いわゆる担い手不足や運営費不足という、人とお金がかかる問題ではありますが、こういう問題について取り組むのが松本市の条例です。「すべての子どもにやさしいまち」づくりに繋がっていく

わけですから、学校の対応が不十分だと言って解決する問題ではありません。是非ともこの推進計画の中にも位置付けて、お金も含めて獲得していけるか、松本市がどういうまちづくりをしていくかという基本的なところが問われます。そういう意味で、周りの理解が足りないということではなく、どう理解してもらうか、どういう視点で理解をしてもらうかということに踏み込まなければ不十分です。例えば、チラシを配る時にも、単にルビを振るだけでなく、本当に伝わる内容か、一步踏み込まなければ、今日も提起したような問題は先に進みません。

松本市では、既に具体的な取り組みがあり、だからこそ、情報提供者のお二人は、新規に必要な事業もある中で、あえて、今後の課題として、今行っている事業の充実を挙げてくれています。既存事業を充実させるためには、一步踏み込むことが求められるのではないかと思います。

【委員】

先程、本校には外国籍の子はいないとお話しましたが、外国由来の親を持つ子どもはいます。子どもは、親が置かれている状況により左右されてしまいます。親が日本語で会話できないので子どもが通訳しているのですが、精神的に不安定な親のために、子どもが登校できないこともあります。しかし、同じように外国由来の親であっても、地域のネットワークに支援されている家庭は安定しています。日本語が話せず、地域にも溶け込めない親を持つ子は、子どもをなんとかしようと思っても、バックボーンにある親の支援も考えなければ、結果として子どもに返って来てしまいます。外国由来として支援が必要な子どもではないように見えても、その裏に隠れているものがあると思います。

【委員】

先程の、ボランティア頼みで良いのかという話についてですが、多文化共生ネットワークでも、はぐルッポでも、ボランティアスタッフの募集をされていると思います。中には、ボランティアとして支援したくても、できない人もいます。例えば、ファミリーサポートセンターの支援員のように、有償ボランティアとして、子どもサポーター養成講座のようなものを開催し、修了者の力を借り、外国由来の子の支援やはぐルッポでの支援等、いろいろなところで活躍できる仕組みが出来ないかと思います。

【会長】

この点については、皆さんと議論したいと思います。

外国由来の子どもたちの問題についても、今回で終わらせるのではなく、引き続き検討していきたいと思います。

(2) 性的マイノリティを取り巻く現況と課題について

《情報提供者：“人間と性”教育研究協議会長野サークル会員 資料に基づき情報提供》

(要旨)

- 人間の性は、身体以外の部分でいろんな部分があり、それにより成り立っていることが科学的にも証明されている。性には、次の4つの要素がある。
 - ① 生物学的な性 身体性の性。
 - ② 性自認 身体とは別に、心の性として自分の性をどう意識しているか。
 - ③ 性的指向 好きになる性。
 - ④ 性表現 表現する性。ファッションや言葉遣い等。①～③とは直結しない。
- ※ ①～③は生まれついたものであり、教育や環境で変わるものではない。
- L G B Tと言ってもその要素は異なる。L G Bは性指向であり、誰かとの関係において表れるものだが、Tは性自認であり、自分自身のこと。また、例えば、女装が好きな生物学的な男性と性自認が女性である生物学的な男性とでは、一見同じでも、中身となる要素は異なる。
- 性的マイノリティの割合は、7.6% (13人に1人)とされており、左利きの割合 (8～15%) や障害手帳を持つ人の割合 (6%) と比べても身近であることが分かる。しかし、ある調査では、周囲にL G B Tの人がいると思うかどうかを尋ねたところ、「いると思う」と回答した人は9%に留まり、50代以降の人では、1%未満であった。
- L G B Tであることについて、当事者は「周囲はL G B Tに偏見を持っている」と思う割合が半数近くいるのに対し、非当事者は「偏見を持っている」と思う割合は34%程度と、意識の差がある。
- アンケート調査では、L G B Tであることによるいじめや自傷行為の経験、心身の健康に影響があることも明らかになっており、子どもの生活環境の改善が望まれる。
- 大人の意識は子どもを取り巻く環境そのものである。子どもの生活環境は無理解な環境にいる。しかし、こうした環境を整備していくことが重要なのは事実だが、子どもにどこまで寄り添えるかが最も重要。常に一人の人間として向き合っていくことが必要。よって、大人だけでなく、子どもにも参加してもらって考えていくべき。
- 人間にラベルを貼ることをやめ、個々の能力を開花できる社会になることを望む。

【会長】

最後の提起はまさしく条例の精神そのものだと思います。
それでは、まず、委員からの質問を受け付けます。

【委員】

お話いただいたような方が身近にいるかもしれないことは知っていたのですが、実際に、当事者にとって、学校では更衣室やトイレ、制服の問題があると思います。制服については、別自治体ではどちらを着ても良いことになったようです。とても良いことだと思いますが、松本市の現状は分かりませんので、その辺りで何かあれば教えてください。

【情報提供者】

松本市の現状は把握できていませんが、ニュースになった別自治体の高校では、事前の許可も申告もなく、ズボンでもスカートでも自分の好きな方を着られるそうです。また、トイレは大きな問題で、実際に戸籍上の性別が変わっていても、元の性別のトイレへ行くように

言われたことがあります、これでは働けません。最近、障害者でも健常者でも、だれでも使える多目的トイレがあります。こうした整備がマイノリティにとって優しいと思いますが、現状は、障害者優先となっています。私は、様々な所で、あえて多目的トイレを使っていますが、誰かに迷惑をかけたことはありません。ただ、多目的トイレはスペースをとるので、整備は大変かもしれません。一般的な多目的トイレのような広いスペースではなくても、自由に誰でも使って良いトイレを用意するなど、工夫次第だと思います。それをどんな表記で、どう広げていくか、行政主導で社会を変えていくのは大きなことですので、それだけでも違うと思います。

先日、別の自治体で講演をし、子どもたちに色々な話をしてきました。性教育は、一般的に、生殖や性感染症、避妊について教えていると思います。それも大事なことです、私は、色んな人が理解し合うことを話してきました。こうした講演をすると、子どもたち自身の未来が明るくなるのではないかという感触があります。性教育をすると子どもたちがいきいきと生きられるようになります。

【会長】

この問題については、理解を広げることと具体的な取組みが必要です。制服の取扱いを工夫している学校もありますし、書類に性別を書かなくてもいいようにしているところもあります。しかし、外国由来の子どもたちの問題ともつながりますが、個々の取組みを進展させればそれで済む問題ではありません。根幹の視点を持ちながら、いかに取組みを進めていくか、という提起がなされたように思います。こうした問題に対して、世界全体の視点、大人の環境を変えるのが先か、子どもが先かという話もありますが、両方取り組んでいくことが必要です。この委員会は、子どもを通じて大人を変えていく、子どもを通じてまち全体を変えてこうしている委員会です。「子ども」を基本に置くと「子どもの問題なら協力しよう」と色んな人が取り組んでくれますが、一方で、大人に対する働きかけや意識をどう変えるかも検討しながらやっていかなければ、子どもだけで済む問題ではありません。それが条例の考え方であり、推進計画の考え方です。

【委員】

子どもに「命」をテーマにした本を届ける活動をしています。自分や周りの人の「命」に困ったとき、本や図書館は必ず助けになるというメッセージを届けています。性に限らず、外国由来や障害など、マイノリティと言われる、様々な「命」に言えることだと思っています。情報提供者が講演等で伝えていることもその1つだと思います。しかし、そういったことを教育現場で、カリキュラムとして組み込めない以上、どのように学ぶ機会をふやしていくべきか、何かお考えはありますか。

【情報提供者】

当事者は、生きていくために、必要に迫られて学んでいきますが、非当事者はその必要性がないので、積極的に学ぶことはないと思います。ただ、書籍は非常に大切で、科学的視点、学問的視点の本だけでは足りないと思っています。そこで、様々なところで紹介している絵本があります。同性のペンギンカップルが子育てをする物語で、実際にアメリカの動物

園で起きた話なのですが、こうした絵本は、子どもだけではなく、年齢を問わず心に沁みるものだと思います。こうした書籍を、様々な所で、子どもの目に触れるように置くことは大切なのではないでしょうか。年齢が低ければ低いほど、心が柔軟です。それを見た子にとって、良い成長につながるのではないかと思います。新しく書籍を作るのも良いのですが、既にある有益な本をリサーチして、大人にも目に付くところに置いて情報発信をしていってはどうでしょうか。

【会長】

子どもの権利にストレートに働きかけるようなものではなくても、子どもの権利の考え方の根底にある「命」などの問題を、学齢期以前の子どもたちに、ブックスタート等、継続的に広報する場というものも含めて検討しつつあります。しかしながら、なかなか十分ではないのが現状です。先程も言いましたが、この問題をこれで終わらせる気はありませんので、情報提供者にも引き続きご協力いただきたいと思います。

(3) 子どもとの対話内容の共有と施策等への反映について

《事務局 資料に基づいて、第6回に行った、子どもとの対話内容を報告》

【会長】

前回出席されていた委員から、補足等お願いします。

【委員】

積極的に子どもが意見を言ってくれました。これで終わるのではなく、第2回、3回と、子どもと対話をする機会があると良いと思います。対話の際には、子どもにやさしいまちづくり委員会だけでなく、異なる団体の方も交えられると良いと思います。

印象的だったのは、こころの鈴の周知について、カードは捨ててしまうので、学用品やシールにできると良いという意見があったことです。特に、シールは、ランドセルには貼りたくないで、連絡袋に貼りたいという具体的な意見がありました。子どもの権利に関する広報紙や学習パンフレットは漫画にしたら良いという意見もありました。子どもたちの意見を積極的に取り入れてはどうかと思います。

【会長】

広報については、検討の余地があると思います。

【委員】

子どもから積極的に発言があり、有意義な会でした。意見表明参加について、未来委員会で提言を行っても、結局どんな対応がなされたのか分からないという話がありました。意見交換に終わるのではなく、提言を受けて市がどんな対応をしたのか、どう対応できるのかまで検討して答えて返してあげられると良いと思います。

【会長】

今言われた点は、行政も受け止めているとは思いますが、子どもたちに伝わっていないということです。未来委員会からの提言やそれに対する市の応答については、プロセスが非常に重要です。必ずしも子どもが提言したことを全て実現させることなく、プロセスが大切です。

【委員】

子どもたちから新たな提案が次々と出てきました。未来委員会の子どもたちはとても積極的で良いと思いました。立場が人を作ると言いますが、未来委員会に所属していることが、その子を作っているのだろうかと思い、嬉しく思いました。

【委員】

居場所について話をしたところ、公園のトイレが汚い、思いきり遊べないなど、具体的な意見が出てきました。トイレの清掃や整備等は現状を変えやすいところだと思いますが、子どもたちは、具体的な意見は出てこないけれど、学校と家庭以外に、自分がいても良い場所がほしいと考えている様子でした。それがどんなところか、これから考えるときに子どもたちにもアピールしていくと良いと思いました。子どもたちは、自分たちの意見を聞いてくれる場所、意見を聞いてくれる人がいると良いという意見がありましたので、それを考えていくことも大切だと思います。

【委員】

子どもたちは、自分の意見がこの先どうなるかということを気にかけていました。この委員会では、子どもの意見を取り上げていく良い機会だと思います。

【会長】

子どもたちと対話をするということは、子どもから提起された問題について、今どうなっているか、第2次計画にどう盛り込んでいくのか応答しなければならないと思います。先程、行政に話をしたことがこの委員会にも返ってくるわけです。折角対話したのに、言いつ放しで終えるのは、子どもにとってのエンパワーメントにはなりません。「子どもの意見を検討してこうなった」「これはまだ検討中」「当面は上手くできません」ということまで含めて、未来委員会に説明する責任が、この委員会にもあります。直接出向いて説明するか、担当者を介するのか、というところはあると思いますが、何らかのかたちで未来委員会に返していきます。ですので、子どもたちからどんな意見があったのか、今回の資料を手元に置きながら、これから推進計画にどう活かしていくかを検討していきたいと思います。

子どもとの対話を第2回、3回と行うというお話もありました。ただ、委員会を開催できる回数も多いわけではありません。アンケート結果も行政担当者が日常業務もありながら整理しているように、限られた中で行っていますので、全て行政任せにするのではなく、この委員会を含め、まち全体で取り組んでいくことが求められています。子どもたちの意見は、日頃皆さんが接している子どもたちも含め、委員の皆さん自身が代弁者となってほしいと思っています。様々なかたちで子どもの意見をふまえて、委員会の議論にしていきたいと思います。

【委員】

非常に大切な取り組みだと思っています。未来委員会は、子ども全体の意見を代弁しているかもしれませんが、優秀な子や意識の高い家庭の子等、ごく一部の家庭の子どもです。今日の話にあった、外国にルーツのある子どもや性的を含めたマイノリティの子どもたちの意見も拾い上げていく姿勢がなければ、一部の声だけ拾って終わらせることになりかねませんので、その辺りもご配慮いただきたいと思います。

【会長】

未来委員会に、必ずしも優秀な意見のある子どもが集まっているかと言うと、そういうわけではないと思いますが、貴重な意見なので活かしていきたいと思っています。しかし、性的マイノリティという言い方がどうかという議論もありますが、性的マイノリティの子どもたちの声を聞くには、よほど関係が構築できていないと難しいことです。だからこそ、今日は話題提供者をお呼びして、代弁を頼んでいます。当事者の子どもの声を聞けばそれで良いとはならない部分はありますが、子どもの声は色々なかたちで聞いていきたいと思っています。先程お話に出たように、子どもたちの声を代弁してくれること、子どもの力を借りて、子どもの声を聞くということもあります。これが一番良い方法だというものはありませんので、ただ今の貴重な意見をふまえながら、いかに子どもたちの意見をふまえて計画を作るかが重要だと思っています。また、第2次推進計画についてはパブリックコメントも行おうと思いますが、計画がある程度できてきた段階で、子どもの意見も聞いていきます。

前の議題も含めて、何かご意見等ありますか。

【委員】

先程の議題で、資料の中に、いわゆるLGBTの人口割合が7.6%という調査結果があります。例えば、発達障害の生徒は約7%だと文科省の調査で言われていますので、ほぼ同じ割合になります。ただ、確かに男子の中に女性的な子がいることもありますが、実感で言うと13人に1人というのが少し離れて感じています。信憑性というわけではありませんが、学校現場でどういった配慮が必要なのか、この数値の出し方、捉え方が分からない部分があります。

もう一点、未来委員会との対話で、子どもたちの力を感じました。3～4年継続している子や親に言われて来た子など様々ですが、意識が高いと思いました。ここで、中学生の立ち位置についてですが、コミュニティスクールが浸透してきて、住民とまちづくりについて話をするような機会が、多くの学校でできてきています。大人と混じって、「こんなまちにしたい」と話すことが、非常に貴重だと思うのですが、「中学生は忙しい」と大人で枠を作ってしまうと、中学生の意見はいつまで経っても吸い上げられなくなってしまうと思います。学校から一人、必ず推薦するように言うと反発もあると思いますが、色々なことに取り組んでみたいという子もいますので、中学生の意見を反映される仕組みがあると良いと思います。「上から言われたからやる」のではなく、下から湧き上がるような仕組み作りがあると良いと思います。未来委員会では、主に小学生が育ってきているので、中学生の意見も、まちづくり委員会に更に入ってくると良いと思います。

【会長】

2点目のご意見については、委員会内で検討を更に進めたいと思います。

【情報提供者】

1点目のご質問について、7.6%の数値は、LGBTのトータルの数値です。LGBは、性指向ですので、基本的には表面化しません。女性の同性愛者、男性の同性愛者、バイセクシャルの人は、普段は生まれたままの性別として普通に生活しています。分かるのは、恋愛の対象になったときだけですので、当事者でもすぐ見抜けるわけではありません。普段の生活で分かってしまうのは、T（トランスジェンダー）だけなのですが、こちら、日本社会は未だに差別的なので、表現しないことが多くあります。ですので、実際には顕在化しないだけなのです。

今回の資料に提示したのは、代表的な例になりますが、様々な団体が様々な手法でアンケートをとっており、最終的な数値は概ね7.6%になります。Tだけに限って見ると、1.8%、0.4%、0.7%等となっています。ですので、すぐ分かってしまうタイプの人は100人に1人いるかどうかで、それ以外のすぐには分かりづらい人は13人に1人程度おり、顕在化しにくいのが現状です。

更に、こうしたアンケートを行うと、20代くらいの人には多い数値が出るのに対し、年齢が上がるにしたがって下がっていきます。年齢が上がり、高齢者になると当事者がいないのかと言うと、そうではなく、若い子は素直に答えられても、年齢が上がるにつれ、それぞれに生きてきた時代や価値観があるので、アンケートにすら素直に自分を表現できないのです。

まとめますと、分かりやすいTの人は100人に1人いるかいないかであり、それ以外は13人に1人いるものの、「こういう性指向です」と言わない限り分からないということです。様々なことを学んでいくことで、どう接したらいいか自ずと分かってきますが、そうでない限り、当事者の気持ちに寄り添うことを考えると、詮索をせず、身近にいるということを心に留めておいてほしいと思います

【委員】

この数値が未成年にどの程度調査されているのかという部分がありますが、数字だけが一人歩きすると心配だと思ったのでお聞きしました。例えば、発達段階で見て、一定の年齢未満の子は、そういうことを意識せずにいる可能性があると考え、中学校ではどういう指導が必要なのか、勉強しないといけないなと思いました。

【委員】

中学生は思春期で、「男の子は女の子を好きになるのが当たり前」という言い方をされてしまい、傷つく方が多いと思います。そうした時に、こころの鈴や相談機関につなげる施策は絶対に必要です。そこでいじめや自傷行為が起きることはよく聞きますので、今現在起きている事象として認識していきたいと思います。

【会長】

確かに、学校現場にとどまらず、問題だと思いますので、検討していきたいと思います。